令和８年度における公証人法第１３条ノ２に規定する公証人の公募について

令和８年１１月１１日
法　　務　　省

１　公証人法第１３条ノ２の公証人（以下「特任公証人」といいます。）の公募について

①　公証人に採用されると

◎　職務内容

公証人法に定めのある公証人の職務内容は、当事者その他の関係人の嘱託により、（ア）法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成すること、（イ）私署証書に認証を与えること及び（ウ）株式会社等の定款に認証を与えることです（同法第１条）が、公証人は、このほか、他の法令に定めのある職務として、公正証書遺言の作成（民法第９６９条）、金銭等の請求につき執行受諾文言のある公正証書（執行証書）への執行文の付与（民事執行法第２６条第１項）、手形・小切手の拒絶証書の作成（拒絶証書令第１条）、私文書への確定日付の付与（民法施行法第５条、第６条）等の職務を行います。

公証人は、法務大臣の指定する地にその役場を設け、原則としてその役場において、これらの職務を各種法律に基づいて厳正に行います。

◎　身分

公証人は、国家公務員法上の公務員ではありませんが、公証人法の規定により法務大臣が任命し、公証行為という国の公務を掌るものですから、実質的意義における公務員であり、刑法の文書偽造罪等や国家賠償法の適用については、公務員に当たるとされています。

また、公証人は、その取り扱った事件について守秘義務を負う（公証人法第４条）ほか、法務大臣の監督を受けることとされています（同法第７４条第１項）。

なお、公証人には職務専念義務があり、兼職は禁止されています（同法第５条）。したがって、例えば、司法書士登録をしている場合には、その登録の取消しをする必要があります。

◎　手数料収入

公証人は、職務の執行につき、嘱託人から、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費を受けることができ、その額は、政

令（公証人手数料令）の定めるところによります。公証人は、これ以外の報酬は、名目のいかんを問わず、受け取ってはなりません（公証人法第７条）。公証人に、国庫から給与や諸手当が支給されることは、ありません。

また、公証人は、個人として国民健康保険に加入することになります。

なお、公証人は、手数料収入の中から個人の負担により役場の維持費、雇用した書記の人件費等の経費を支出することになります。

② 公募手続の概要について

ア 特任公証人選考のための公募は、原則として年１回行っています。

イ 特任公証人の被選考資格は、多年法務に携わった経験を有する者として検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会が定める基準に該当する者であり、後記２のとおりです。

ウ 令和８年度に公募する公証役場、採用予定人数及び採用予定年月日等は、後記３のとおりです。

エ 令和８年度の公証人選考申込願書受付期間等は、後記４のとおりです。

オ 提出書類等は、後記５のとおりです。

カ 短答式による筆記試験については、後記６のとおりであり、筆記試験の科目は、（ア）民法、（イ）商法、（ウ）民事訴訟法（民事執行法を含む。）及び（エ）公証人法の４科目です。

なお、検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会が定める者については、その申請により、短答式による筆記試験において、科目の一部が免除されます（後記７参照）。

キ 口述試験については、後記８のとおりであり、口述試験においては、受験者が公証人となるのに必要な学識経験及び適格性を有する人物であるかどうかが判定されます。

ク 最終選考結果は、令和９年４月上旬までに通知します。

２ 被選考資格

次に掲げる基準に該当する方は、多年法務に携わった経験を有する者として、公証人法第１３条ノ２に規定する選考を受けることができます。

なお、次に掲げる者に該当しない方については、その方の経歴、資格等に基づき、検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会が、多年法務に携わった経験を有するか否かを個別に審査し、被選考資格の有無を決定し

ます。

おって、被選考資格の有無は、令和８年１０月１日を基準日として判定します。

１　裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して１５年以上の者であって、

(1) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「給与法」という。）第６条第１項第１号イに規定する行政職俸給表（一）に定める職務の級が７級以上の職にあったもの

(2) 給与法第６条第１項第４号ロに規定する公安職俸給表（二）に定める職務の級が７級以上の職にあったもの

２　簡易裁判所判事又は副検事としてその職務に従事した期間が通算して５年以上の者

３　２掲記の職務に従事した期間が通算して５年未満であるが、この期間に１掲記の職務に従事した期間を通算すると、これらの職務に従事した期間が通算して１５年以上になる者

４　司法書士としての実務の経験年数が通算して１５年以上の者

５　法人の法務に関する実務の経験年数が通算して１５年以上の者

３　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日は、次のとおりです。

受付法務局	採用予定地		採用予定人員	採用予定年月日
千葉	木更津支局管内	木更津市	１人	令和９年７月１日
	船橋支局管内	船橋市	１人	令和９年７月１日
	茂原支局管内	茂原市	１人	令和９年７月１日
水戸	日立支局管内	日立市	１人	令和10年３月１日
静岡	下田支局管内	下田市	１人	令和９年５月１日
	掛川支局管内	掛川市	１人	令和９年６月１日

神戸	伊丹支局管内	伊丹市	１人	令和９年７月１日
和歌山	橋本支局管内	橋本市	１人	令和９年９月 27 日
津	伊賀支局管内	伊賀市	１人	令和９年６月１日
	伊勢支局管内	伊勢市	１人	令和９年６月１日
広島	尾道支局管内	尾道市	１人	令和９年７月１日
山口	下関支局管内	下関市	１人	令和９年７月１日
岡山	津山支局管内	津山市	１人	令和９年７月１日
鳥取	米子支局管内	米子市	１人	令和９年７月１日
松江	松江本局管内	松江市	１人	令和９年 12 月１日
長崎	長崎本局管内	長崎市	１人	令和９年５月 19 日
	諫早支局管内	諫早市	１人	令和９年８月１日
	島原支局管内	島原市	１人	令和９年 10 月１日
大分	中津支局管内	中津市	１人	令和９年７月１日
熊本	天草支局管内	天草市	１人	令和９年７月１日
山形	米沢支局管内	米沢市	１人	令和９年６月１日
札幌	苫小牧支局管内	苫小牧市	１人	令和９年７月１日
高知	四万十支局管内	四万十市	１人	令和９年５月１日

４　公証人選考申込案内掲示期間及び選考申込願書受付期間

(1) 受付法務局における公証人選考申込案内掲示期間は、次のとおりです。

令和８年１１月１２日（木曜日）午前８時３０分から同年１２月１４日（月曜日）午後５時１５分まで

(2) 受付法務局における選考申込願書受付期間は、次のとおりです。

令和８年１１月１３日（金曜日）から同年１２月１４日（月曜日）ま

で（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時１５分まで
（郵送の場合は、令和８年１２月１４日消印まで有効）

5　提出書類等

受付法務局において、上記４の(1)の期間中、応募書類（公証人選考申込願書、経歴に係る申告書、筆記試験一部免除申請書、勤務経験証明書の各用紙及びその記載例）を配布し、応募を受け付けています。記載方法についての説明等を行いますので、受付法務局の総務課までお越しください。

応募書類はこちら

なお、次に掲げる方は、経歴を証する書面として、次のものが必要となります。

(1) 裁判所事務官、裁判所書記官又は簡易裁判所判事（これらの職にあった方を含みます。）
　辞令の写し又は所属長等の証明書

(2) 司法書士
　日本司法書士会連合会発行の登録事項証明書及び事務所所在地履歴事項証明書

(3) 法人その他の法務経験者
　勤務経験証明書

6　短答式による筆記試験について

公募した公証役場の定数（採用予定人員）に対する応募者がその定数の倍数を超える場合には、令和９年１月上旬頃に短答式による筆記試験を行います。

試験の科目は、（ア）民法、（イ）商法、（ウ）民事訴訟法（民事執行法を含む。）及び（エ）公証人法の４科目です。

なお、この短答式による筆記試験は、公募を行った法務局又は地方法務局において実施されます。

7　短答式による筆記試験の一部免除について

次の表の各号の左欄に掲げる方の申請により、当該各号の右欄に掲げる科目が免除されます。

１　裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して２５年以上になる者	民法及び商法 ただし、民事訴訟に関する職務に従事した期間が通算して３年以上になる者については、民事訴訟法も免除する。
２　簡易裁判所判事としてその職務に従事した者	民法、商法及び民事訴訟法
３　副検事としてその職務に従事した者	民法及び商法
４　司法試験に合格した者	当該試験において受験した科目
５　司法書士試験に合格した者	民法及び商法 ただし、法務大臣が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者で、民事訴訟に関する職務に従事した期間が通算して３年以上になるものについては、民事訴訟法も免除する。
６　法人の法務に関する実務の経験年数が通算して２５年以上になる者	民法及び商法

８　口述試験について

令和９年２月上中旬頃に法務省において口述試験を実施します。

口述試験においては、受験者が公証人となるのに必要な学識経験及び適格性を有する人物であるかどうかが判定されます。

９　結果の発表について

検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会は、経歴及び口述試験の結果を総合して選考合格者を決定し、令和９年４月上旬までに、その結果を通知します。

なお、試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。

10　その他

法務局及び地方法務局の所在地等